

ITER ダイバータに関する試験検査及び
分析業務に関わる労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ

1. 件名

ITER ダイバータに関する試験検査及び分析業務に関わる労働者派遣契約

2. 目的

本仕様書は、ITER 建設活動において国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）が国内機関の責務として実施する ITER ダイバータ外側ターゲット（以下「OVT」という。）に関する試験検査及び分析業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

以下の業務を行うこと。

3. 1 OVT 用材料等の品質確認及び、OVT 製作工程合理化のために実施する試験検査及び分析業務

- (1) 計画立案、工程管理
- (2) 切断機や研磨機を使用した試験片の製作
- (3) マイクロスコープや各種分析装置を使用した試験片に対する試験と分析
- (4) 結果のデータ整理、解析及び、報告書作成
- (5) 試験片や各種消耗品の保管及び管理
- (6) QST が指示する関連打合せへの出席

3. 2 OVT 試験体の性能評価及び品質確認の為に実施する高熱負荷試験及び分析業務

- (1) 計画立案、工程管理
- (2) 試験準備（装置や試料の加工・設置作業、高熱負荷用試験体の試験前データ取得作業を含む。）
- (3) 高熱負荷試験装置の運転及び各種試験データの取得
- (4) 高熱負荷試験のデータ整理、解析及び、報告書作成
- (5) 高熱負荷試験後の試験体の各種加工、試験検査及び、分析
- (6) 試験検査及び分析結果の整理、解析及び、報告書作成
- (7) 試験片や各種消耗品の保管及び管理
- (8) QST が指示する関連打合せへの出席

高熱負荷試験装置の詳細を別表-1 に示す。

3. 3 装置の管理・維持

- (1) 3. 1 項及び3. 2 項の試験検査に使用する装置の管理・維持・運転・保守
- (2) (1) に関連する図書類の作成・管理

3. 4 その他上記の付随的業

- (1) 上記 3. 1 ~ 3. 3 項に関連して行う購入依頼業務等
- (2) QST プラズマ対向機器開発グループのグループ会合への出席
- (3) 上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 高速切断機、自動研磨機、デジタルマイクロスコープ及び硬さ試験機の使用経験を有すること。
- (2) 真空技術者資格を有すること。
- (3) 3. 業務内容に示す業務の遂行に必要な専門文書の理解能力を有すること。
- (4) 上記業務を遂行する上で必要となるパソコンソフト（MS-Word、Excel 及び PowerPoint）を用いたデータ整理及び報告資料の作成が可能であること。
- (5) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能であること（日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること）。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の限度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ
住所：茨城県那珂市向山 801-1

必要に応じて派遣労働者の自宅等

電話番号 029-210-2661

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所

ITER プロジェクト部 プラズマ対向機器開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：9 時から 17 時 30 分まで

(2) 休憩時間：12 時から 13 時まで

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人 員 1 名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認めることができる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は 60 歳以上の者に限定しない。」

15. 服務等

(1) 一般健康診断については、派遣元が負担すること。

(2) 特殊健康診断については、QST が負担する

(3) 在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」（人事担当課）へ各 1 部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

（1）派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）

（2）派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

（3）派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

（4）派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

（5）仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）

（6）その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。
※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

（1）派遣期間終了後、QSTが派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
（2）QSTの業務の都合により本仕様書に定める就業場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。

この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。

（3）派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQST機構の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。

（4）派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQSTと協議し、その指示に従うこととする。

（5）派遣労働者が在宅勤務をする場合、QSTの情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

（1）本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

（2）本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする

以上

別表-1. ITER ダイバータ試験装置 機器一覧表

(高熱負荷試験装置／JEBIS)

1. ビームライン本体			
電子銃	1 式	型式 最大加速電圧 最大電流 最大出力 機器構成	EBS300/45-MF 45 kV 6.7 A 300 kW 高出力電子銃 EH300V 取付フランジ 偏向チャンバー プレートバルブ 陰極/中間チャンバー チャンバー蓋 陰極システム 抵抗器 Tメーター
角度調整機構	3 基	調整範囲	たて方向・横方向±6°, 精度 0.1°
偏向コイル	1 対	形状 起 磁力	円形空心コイル×2 個 800AT/個
真空容器	1 基	材質 形状	SUS310S 1,200mm φ × 2,390mmH(円筒たて形)
ビームターゲット	1 基	除熱容量 最大熱流束 材質	400kW 60kW/cm², 0.1 秒 タンクステンメタライズ無酸素銅
ビーム漏れ止め板	1 基	形状 材質	100mm × 100mm × 36 枚(受熱範囲 60cm × 60cm) 平板形無酸素銅
定常熱負荷テストサンプル試料台	1 式	形状 チューブ寸法 イン寸法 機器 構成	外部フィン付スワールチューブ(無酸素銅) 外径 10.0mm φ, 内径 7.0mm φ 幅 15.0mm, 厚さ 1.5mm テストサンプル用マニホールド, ビームダンプ用 マニホールドなど
試料挿入装置 I	1 基	試料寸法 調整範囲 駆動機構	最大 400mm × 200mm × 50mmH ±200mm, 精度 0.1mm 電動機(ベローズ式真空シール)
試料挿入装置 II	1 基	試料寸法	最大 100mm × 100mm × 50mmH
2. 電源系 (電子銃用高電圧直流電源)			
受配電設備	1 式	受電容量	三相, 6.6kV, 50Hz, 700kVA
電子銃電源	1 基	電圧1 電圧2 最大電流 公称電流 周波数 電力消費	3 x 420 V AC 105 V AC 550 A 16 A 50 Hz 400 kVA
偏向磁場電源	1 基	定格	±200A(連続定格), 最大 1kHz(可変)
その他の機器	1 式	機器構成	接地系, 電子銃用ガス導入系など

3. 純水冷却系			
一次冷却系	1 式	循環流量 電気抵抗率機器構成	100m ³ /Hr(水圧10 kg/cm ² G 系統) , 40m ³ /Hr(水圧40 kg/cm ² G 系統) 1MΩ・cm 以上 一次水用ポンプ×3台, イオン交換器×2 基, 純度維持ポンプ装置, バッファータンクなど
二次冷却系	1 式	最大熱負荷 機器構成	400kW 連続 冷却塔, 熱交換器, 二次水用ポンプなど
4. 真空排気系			
ターボ分子ポンプ	2 台	排気速度	3,000L/s (大阪真空機器製作所製 TH3000VA型)
粗引きポンプ他 (電子銃交換後は, 電子銃用真空排気装置が追加される)	1 式	機器構成	MBP×2台 (大阪真空機器製作所製 RD600型), RP×2台 (徳田製作所製 DRP-1500型), コールドトラップ×2台, 水封式真空ポンプ, 冷却水循環装置, ピラニ 一真空計, 電離真空計, ゲート弁, L型弁, 電磁弁など
5. 圧縮空気系	1 式	機器構成	コンプレッサー (日立製作所製スクリュー圧縮機 OSP-7.5M5AR), アフタークーラー, エアードライヤー, リザーバータンク, ラインフィルター, セパレーター, オートドレンなど
6. ガス導入系	2 基	機器構成	10L型ボンベ(水素, アルゴンなど), 減圧弁, リザーバータンク, 流量計, バラトロン真空計, ピラニ一真空計, 圧電素子弁(PV-10), 仕切弁, 手動リーク弁, フレキシブルチューブなど
7. 計測器類	1 式	機器構成	データ収集装置, データ処理装置, 監視警報装置, 各種計器類など
8. 制御盤, 動力盤	1 式	対象範囲	高圧受電部→低圧配電部→各機器